

第七条の見出し	事業	事業の許可を受けた日から十年（特定電気事業者にあつては、三年）
第七条第一項	事業	その事業 供給区域、供給の相手方たる一般電気事業者又は供給地点 その事業 供給区域、供給の相手方たる一般電気事業者又は供給地点
第七条第二項	事業	その事業 供給区域、供給の相手方たる一般電気事業者又は供給地点 その事業 供給区域、供給の相手方たる一般電気事業者又は供給地点
第七条第四項	事業	その事業 供給区域、供給の相手方たる一般電気事業者又は供給地点 その事業 供給区域、供給の相手方たる一般電気事業者又は供給地点
第十一条第一項	事業	事業 電気事業の 地位
第十一条第三項	事業	事業 電気事業の 地位
第十四条第一項及び第三項	事業	電気事業の 地位
第十五条第一項	事業の許可	は、第三条第一項の許可
第十五条第二項	事業の見出し	この法律又はこの法律
第十五条第三項	事業の見出し	この法律又はこの法律
第十五条第四項	事業の見出し	この法律又はこの法律
第十五条第五項	事業の見出し	この法律又はこの法律
第十六条第一項	許可	特別小売供給
第十六条第二項	第八条第一項の許可	改正法の施行の日前に旧電気事業法第八条第一項の許可であつて供給地点の増加に係るものを行つた場合であつて、当該許可に係るその増加する供給地点であつて旧供給地点である地点において特別小売供給を開始しないときを除く。)は、改正法第一条の規定による改正後の電気事業法（以下「新電気事業法」という。)第二十七条の十五の登録
同条第七項において準用する第七条第一項	同条第七項において準用する第七条第一項	改正法の施行の日前に旧電気事業法第八条第一項の許可であつて供給地点の増加に係るものを行つた場合であつて、当該許可に係るその増加する供給地点であつて旧供給地点である地点において特別小売供給
供給区域において、その増加する供給の相手方たる一般電気事業者に対し、又はその増加する供給地点において事業	供給区域において、その増加する供給の相手方たる一般電気事業者に対し、又はその増加する供給地点において事業	改正法の施行の日前に旧電気事業法第八条第一項の許可であつて供給地点の増加に係るものを行つた場合であつて、当該許可に係るその増加する供給地点であつて旧供給地点である地点において特別小売供給
第八条第三項	第八条第三項において準用する第七条第一項	改正法の施行の日前に旧電気事業法第八条第一項の許可であつて供給地点の増加に係るものを行つた場合であつて、当該許可に係るその増加する供給地点であつて旧供給地点である地点において特別小売供給
において事業	において事業	改正法の施行の日前に旧電気事業法第八条第一項の許可であつて供給地点の増加に係るものを行つた場合であつて、当該許可に係るその増加する供給地点であつて旧供給地点である地点において特別小売供給
第十六条第二項	第七条第一項	改正法の施行の日前に旧電気事業法第八条第一項の許可であつて供給地点の増加に係るものを行つた場合であつて、当該許可に係るその増加する供給地点であつて旧供給地点である地点において特別小売供給
旧電気事業法第八条第三項	旧電気事業法第八条第三項	改正法の施行の日前に旧電気事業法第八条第一項の許可であつて供給地点の増加に係るものを行つた場合であつて、当該許可に係るその増加する供給地点であつて旧供給地点である地点において特別小売供給

		供給地点	地点についての旧供給地点
第十六条 第四項	供給地点	旧供給地点	旧供給地点
第十六条 第五項	特定電気事業を 前各項	特別小売供給を 第一項、第二項又は前項	改正法附則第二十五条第一項
第二十四条 第三項及び第 四項	供給地点	旧供給地点	改正法附則第二十五条第一項
第六十六条 第十第一項第 一項	第三条第一項、第八条第一項、第十四条第一項、第十七条第一項、第二十五 一条第一項又は第三十六条第二項	第十四条第二項、第十九条第一項、第二十二条第一項ただし書、第二十四 三条第一項又は第三十六条第二項	第十四条第一項
第六十六条 第十第一項第 二項	第十四条第二項、第十九条第一項、第二十二条第一項ただし書、第二十四 三条第一項又は第三十六条第二項	第十四条第二項、第十九条第一項、第二十二条第一項ただし書、第二十四 三条第一項又は第三十六条第二項	第十四条第二項
第六十六条 第十第一項第 三項	第二十八条の四十六第一項	第二十八条の四十六第一項	又は第十四条第二項
第六十六条 第十第一項第 四項	第十五条第四項又は第十六条第四項	第十六条第四項	第十四条第二項
第五号	供給地点	旧供給地点	第十四条第二項
第一百十条第一項	この法律又はこの法律	第七条第一項若しくは第三項、第十条第一項若しくは第二項、第十四条第一項若しくは第二項、第 十五条第一項、第二項若しくは第四項若しくは第十六条第一項、第二項若しくは第四項の規 定若しくは改正法附則第二十四条第二項、第六項若しくは第七項、第二十五条第二項若しくは 第二十五条の二第二項の規定又はこれらの規定	又は第十四条第二項
第一百十八条第三号	第二十二条第一項若しくは第二項、第二十四条第四項、 第二十四条の三第二項、第二十四条の四第三項又は第二十五条第一項	第二十二条第一項若しくは第二項、第二十四条第四項、 第二十四条の三第二項、第二十四条の四第三項又は第二十五条第一項	第十六条第四項
第一百二十条第一号	(第八条第七項において準用する場合を含む)、第十二条第二項、第十六条第一項 第二項若しくは第三項、第十六条の四第二項、第十九条の二第一項、第二 十二条第七項、第二十四条の三第一項、第二十四条の四第一項(同条第二項 において準用する場合を含む)、第二十八条の二第一項、第二十八条の三第 一項、第二十九条第一項若しくは第三項、第四十二条第一項若しくは第二項、 第四十三条第三項、第四十七条第四項若しくは第五項、第五十七条の二第二 项又は第七十四条	又は第十二条第二項	第十四条第二項
第一百二十二条第三号	第一百六条第一号、第一百十七条、第一百十七条の二(第四号に係る部分に限る) 。、第一百十八条、第一百十九条又は前条	第一百七十七条第一号、第一百八条第三号又は前条第一号若しくは第三号	
第一百二十二条第二号	第二十四条の五第一項(第二十四条の七において準用する場合を含む)、第 三十四条第一項、第三十四条の二第一項又は第三十六条第一項若しくは第二 项	第三十四条第一項	
第一百二十二条第四号	第三十四条第二項又は第三十四条の二第二項	第三十四条第二項	
(報告の徵収)			
第六条	改正法附則第二十五条の二第一項の政令で定める規定により経済産業大臣がみなし小売電気事業者に対し報告又は資料の提出をさせることができる事項は、特定小売供給に関する会計の整理に関する事項とする。		
2	改正法附則第二十五条の二第二項の規定により経済産業大臣がみなし登録特定送配電事業者に対し報告又は資料の提出をさせることができるとする事項は、特別小売供給の運営に関する事項及び特別小売供給に関する会計の整理に関する事項とする。		
(権限の委任)			
第七条	改正法附則第二十五条の十第一項の政令で定める規定は、改正法附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧電気事業法第十九条第五項、第二十条、第二十一条 第一項、第二十三条第一項及び第三項、第三十四条第一項並びに第三十四条の二第一項の規定、改正法附則第十八条第一項及び第七項並びに第十九条の規定、改正法附則第二十三条第三項の規定 によりなおその効力を有するものとされた旧電気事業法第二十四条第三項及び第四項並びに第三十四条第一項の規定並びに改正法附則第二十五条第二項の規定とする。		
2	改正法附則第二十五条の十第一項の規定により経済産業大臣がみなし登録特定送配電事業者に対し報告又は資料の提出をさせることとする。ただし、絏済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。		
3	改正法附則第八条第三項の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、発電事業の用に供している発電用の電気工作物についてその出力の合計が二百万キロワット以下であり、かつ、その設置の場所が一の経済産業局の管轄区域内のみにあるものである仮発電事業者に関するものは、当該発電用の電気工作物の設置の場所を管轄する絏済産業局長が行うものとする。		
4	次の表の上欄に掲げる改正法附則第二十五条の十第一項又は第二項の規定により委員会に委任された権限は、それぞれ同表の下欄に定める絏済産業局長が行うものとする。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。		

一 改正法附則第二十一条、第二十五条の二第一項及び第二十五条の三第一項の規定に基づく権限
二 改正法附則第二十五条の二第二項及び第二十五条の三第二項の規定に基づく権限

指定旧供給区域を管轄する経済産業局長
旧供給地点を管轄する経済産業局長

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年二月一七日政令第四三号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、改正法施行日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則（令和二年三月三一日政令第一三〇号）

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和四年一〇月六日政令第三三七号）

この政令は、強制かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。